

役員報酬旅費等に関する規程

社会福祉法人足跡の会

役員報酬旅費等に関する規程

第1章総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人足跡の会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び顧問をいう。

第2章報酬等

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する常勤役員等の報酬は、役職、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表1役員等報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。年間総額は20,000,000万円以内とする

理 事・監 事	1号棒より支給
常務理事・専務理事	2号棒より支給
理 事 長	10号棒より支給

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 理事、監事、顧問

理事会出席報酬等 一回5,000円まで

1日4時間以内 10,000円以内

1日4時間以上 20,000円以内

(2) 評議員

評議員会出席報酬等 一回5,000円まで

1日4時間以内 5,000円以内

1日4時間以上 10,000円以内

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、職員給与に加えて役員兼任手当として役員等報酬を支給する事ができる。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月25日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、10千円以上あるときは実費にて次のとおり支払う。

(1) 第3条1項の役員等については、交通費届によって申し出された金額に出勤日に乗じた金額を毎月25日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

(2) 第3条2項の役員等については、交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃(急行料金、特急料金、指定席料金などを含む)に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり2万円までを支給する事ができる。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第8条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第9条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第10条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。但し法人の経営状況によっては、理事会に決議によりこの限りではない

(1) 理事長

在任期間1年につき 100,000円

尚、理事長を被保険者として加入した生命保険は、その全額を退任功労金として支払うことができる。但し加入の際は理事会の承認を得るものとする。

(2) 理事、監事

在任期間1年につき 10,000円

(3) 評議員

在任期間1年につき 5,000円

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第11条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第12条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第5章 慶弔

(受章祝金)

第13条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、神奈川県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表2に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第14条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表3に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第15条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表4に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第16条 役員等が死亡したときは、別表5の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第17条 役員等の親族等が死亡したときは、別表6に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第6章 附則

(改正)

第18条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人足跡の会評議員会の議決を経なければならない。

1. この規則は社会福祉法人 足跡の会設立の登記の日から制定実施する。
2. 平成30年3月24日改定
3. 平成31年3月 1日改定

別表

別表 1 役員等報酬表号俸	支給基準額
1 号俸	月額 50,000円
2 号俸	月額100,000円
3 号俸	月額150,000円
4 号俸	月額200,000円
5 号俸	月額250,000円
6 号俸	月額300,000円
7 号俸	月額350,000円
8 号俸	月額400,000円
9 号俸	月額450,000円
10号俸	月額500,000円
11号俸	月額550,000円
12号俸	月額600,000円
13号俸	月額650,000円
14号俸	月額700,000円
15号俸	月額750,000円
16号俸	月額800,000円
17号俸	月額850,000円
18号俸	月額900,000円
19号俸	月額950,000円
20号俸	月額1,000,000円

別表 2 受章祝金	支給基準額 ア. 神奈川県知事、厚生労働大臣表彰受章のとき 50,000 円 イ. 国の褒章制度による褒章受章のとき 100,000 円 ウ. 理事長が指定した褒章 100,000 円以上 500,000 円以内
別表 3 傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000 円 イ. 業務上の傷病による見舞金（通勤災害を含む）30,000 円
別表 4 災害見舞金	被害の程度により 10,000 円以上 100,000 円以内
別表 5 理事長 専務理事・常務理事 その他の役員等	支給基準額 100,000円 50,000円 10,000円
別表 6 配偶者 父母 配偶者の父母、義父母 子 祖父母 兄弟	支給基準額 30,000円 10,000円 10,000円 30,000円 10,000円 10,000円